

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 11 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 9 月 1 日（木） 10:00～11:50

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（１）委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討について

（２）その他

4．出席者

（専門委員）

富永座長、飯島専門委員、石川専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、

近藤専門委員、佐々木専門委員、澤田専門委員、土屋専門委員、

門傳専門委員、山本専門委員

（参考人）

服部専門参考人

（食品安全委員会委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官

5．配布資料

資料 1 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の進捗状況について

資料 2 平成 17 年度自ら評価案件決定までのフロー（案）

資料 3 <平成 17 年度> 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の
候補について（検討資料）

参考資料 1 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書

参考資料 2 専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて

6 . 議事内容

○ 富永座長 皆様おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、ただいまから第 11 回「企画専門調査会」を開催いたします。

本日は、10 名の専門委員が御出席でございます。それから、服部専門参考人も御出席でございます。本日は、あいにく福土座長代理ほか、海津専門委員、武見専門委員、山本専門委員、和田専門委員、渡邊専門委員が御欠席でおられます。

また「食品安全委員会」から、担当委員である寺尾委員及び坂本委員とともに、寺田委員長、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員にも御出席いただいております。

それでは、冒頭に事務局から幹部の人事異動があったようでございますから、それを御紹介いただきまして、引き続き資料の確認をお願いいたします。

○ 小木津総務課長 先月末の人事異動によりまして、事務局幹部の異動がございましたので御紹介いたします。

まず新しく評価課長になりました國枝です。

○ 國枝評価課長 國枝です。どうぞよろしくお願いします。

○ 小木津総務課長 勸告広報課長の吉岡でございます。

○ 吉岡勸告広報課長 吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小木津総務課長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元に「企画専門調査会第 11 回会合議事次第（案）」というものが一番上にあるかと思いますが、ここでちょっと訂正させていただきたいと思います。出席専門委員、欠席専門委員の記述がございますが、ちょっと訂正が間に合いませんでした。山本専門委員が欠席の方に入っておりますけれども、御出席でございまして、11 名の専門委員の御出席でございます。

その裏側を御覧いただきたいと思います。配布資料一覧がございます。

本日の配布資料の 1 つ目の束でございますが、座席表を挟んで、資料 1 が「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の進捗状況について」という資料で、ページにして 5 枚の資料でございます。

続きまして、資料 2 「平成 17 年度自ら評価案件の決定までのフロー（案）」。

枚の資料でございます。

続きまして、資料3「＜平成17年度＞食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について（検討資料）」というものでございまして、これも数ページにわたるものでございます。

参考資料が2つございます。

1つ目が先日の「企画専門調査会」でとりまとめをいただきました報告書の案でございますが、7月7日の第102回の「食品安全委員会」で決定されまして、それが「平成16年度食品安全委員会運営状況報告書」でございます。

参考資料2でございます。「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」です。

資料は、以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

資料はそろっておりますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議の全体のスケジュールは、お手元の議事次第の裏側にございます。一番重要な議事としましては「（1）委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討について」でございます。

それでは、まず前年度の「企画専門調査会」の審議の結果、食中毒の原因物質に関する食品健康影響評価などを含めまして10件ございましたが「食品安全委員会」が自ら行う食品健康影響評価の候補として選定しましたが、その後どうなっているか、進捗状況について事務局の方から御説明いただきたいと思います。

○小木津総務課長 それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の一番表でございますが、自ら評価の案件の候補の選定作業は大きく分けて2回ほど行われておりまして、上の段でございますが、この欄に書いてありますように第7回の会合によりまして選定された候補が6つございます。6つの中で、まず「食品安全委員会」の第54回会合で候補について検討がなされました。

1番目のリステリアにつきましてと、4番目の成長ホルモンの件につきまして、また5番目の食品への放射線照射に関します案件につきましては、さらなる調査を行い、委員会で改めて検討することを決定しました。

そして2番目のQ熱、3番目のトランス脂肪酸、6番目のアルコール飲料の妊婦への影響でございますが、これについてはファクトシートを作成することを決定しております。

そして、１、４、５につきまして、更に検討を重ねた結果、第 74 回会合におきまして、１つ目の案件につきましては、リステリアだけにこだわらずに、食中毒原因微生物の評価指針を策定し、評価すべき微生物の優先順位を決めた上で、個別の微生物について評価を行うということを決定いたしました。

また、４番目の成長ホルモン、５番目の放射線照射につきましては、現時点で評価案件とはせず、今後の自ら行う食品健康影響評価の案件の点検や管理機関との協議を踏まえまして、改めて評価の要否を検討することを決定しております。

ファクトシートにつきましては、この場で公表を決定いたしまして、翌日ホームページに掲載しております。

したがいまして、現状では１番目の食中毒原因微生物の案件につきましては、まさに審議を始めたところでございます。また、４番目と５番目については、当面評価の案件とはしませんが、情報収集等を継続実施して、きっちりとフォローしていくということで整理されております。

また、２番目、３番目、６番目については、ファクトシートを作成しているという状況でございます。

２回目の自ら評価の案件の候補の選定作業でございますが、第 8 回と第 9 回の本専門調査会で御検討いただきましたが、４つの案件が挙がっております。

１番目は、加工食品に生成されるフラン。

２番目が、食品中のクロロプロパノール類。

３番目が、ビタミン類の過剰摂取。

４番目が、塩化ビニル等を含むラップ類でございます。

このうち１番目と２番目につきましては、情報収集、調査研究を実施して、それらの結果を踏まえて評価の必要性を検討する。

３番目と４番目につきましては、リスク管理官庁である厚生労働省から説明を求めるということを委員会の方で決定されております。

１番目と２番目のフランとクロロプロパノールにつきましては、国際リスク評価機関等の評価書でありますとか、学術論文の収集等を行う調査を実施するという予定で、今、進めているところでございます。

また、３番目と４番目につきましては、厚生労働省から管理措置について説明を聴取したわけでございます。当面、緊急に評価する必要性は低いと判断されまして、引き続き情報収集を継続していくということで整理されております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

以上の経過を経て、継続して情報収集を行う案件として、現状6つが残されているわけでございます。

成長ホルモンにつきましては「備考」のところに書いてございますが、現在は国内における使用実績がないということと、外国産についても大きな差は見られないということで、当面の評価案件とはせずに、情報収集を継続していくということであります。

2番目の食品への放射線照射の案件につきましても、特に現在認可されている馬鈴薯の芽止めについての安全性上の問題が起こっていないという現状。そして新たな用途についても申請がなく、緊急性がないということで、当面評価案件とはせずに、情報収集を継続しておるということでございます。

その下でございますが、3番目の加工食品中に生成されるフランについても「備考」のところに書いてありますが、こちらの方は17年度の食品安全確保総合調査によりまして、調査を実施していく予定でございます。

続きまして、次のページでございます。

4番目の食品中のクロロプロパノールにつきましても、総合調査によって対応していくということで、今、進めているところでございます。

5番目のビタミン類の過剰摂取につきましては、厚生労働省から管理措置の状況等について確認をしております。一応健康被害を未然に防止する目的での上限値の設定などが行われているということで、リスク管理措置の状況を勘案すると、緊急に評価する必要性は低いと判断しております。今の段階では情報収集をきっちり継続していくという整理をしております。

次のページにございますように、6番目の塩化ビニルを含むラップ類につきまして、管理措置の内容を厚労省の方から確認しております。食品衛生法に基づく規格基準が定められて、その規格に合致しないものについては販売等を禁止しているという現状をかんがみますと、緊急に評価する必要性は低いのではないかと判断されますので、情報収集等を引き続き継続していくという整理をしているところでございます。

特に最後のところは継続案件として、今、ウォッチしている案件について御説明をいたしました。以上です。

○富永座長　ありがとうございました。ただいま事務局から、平成16年度に既に「食品安全委員会」が自ら行う食品健康影響評価として選定したものの、その後の作業などの進捗状況について御説明いただきました。これにつきまして、何か御質問などございませんか。

特にないようでございますから、続きまして本年度の「食品安全委員会」において、自ら評価の案件が決定されるまでの手続、フロー、どういうふうに今年度は進めるかということにつきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。

○ 小木津総務課長 引き続きまして、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

1枚目がフロー図でございます。この作業の一番初めの段階で、7月、8月にかけてですが、専門調査会でありますとか、要望書あるいはモニターからの意見などを集約いたしまして、それを事務局にて整理させていただきました。

その考え方でございますが、次のページを見ていただきたいと思います。これは平成16年5月に「食品安全委員会」で決定しております、「委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」ということでございまして、その基準が整理されているところでございます。

まず、関係機関とかマスメディア等から情報については、我が国において食品健康影響評価が行われていない。あるいは行われているけれども、新たな知見が生じて、海外においても再評価が行われているというような案件について上がってくれば、それを対象として考えます。

ただし、注書きにございますように、リスク管理機関において既に所要の管理措置が講じられていて、その必要性が乏しい。あるいは明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合は除外するという整理でありまして、この整理に基づきまして、事務局で情報を整理いたしました。

もう一つの情報源としましては「食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報」でございますが、こちらについてはリスク評価を要請しているということが明らかである場合、それが我が国において食品健康影響評価が行われていないものである場合、行われているけれども、新たな事実によって海外で再評価が行われているようなものを拾うということでございます。

ここでも、ただし書きに書いてありますように、管理措置がきっちり講じられていて、明らかに健康への悪影響が想定されない、そもそも日本には出回っていないとかというものの、あるいは評価要請という形をとっていても、具体的な出所とか主張の根拠などが不明確であるような場合については、除外するという整理をさせていただいております。

その下でございますが、委員会への要望書等の情報です。こちらの方は専門委員からの御意見も当然含まれますが、評価を要請しているもの、あるいは我が国においてリスク評価が行われていないもの、リスク評価は行われているけれども、新たな知見によって海外で再評

価が行われているというようなものでございまして、こちらの方もリスク管理措置がきちり行われているもの、あるいは具体的な出所や根拠が表明されていない場合は除くということで整理させていただいております。

これが、今回お示ししている資料に掲載する基準でございます。

資料の１ページに戻っていただきまして、本日９月１日のところでございますように、この「企画専門調査会」におきまして、後ほど御説明いたしますリストに載った案件につきまして、優先度を考慮して、絞り込みの作業をしていただくということでございます。

優先度の考え方でございますが、再度２ページ目を開いていただけますでしょうか。右側に書いてございますが「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」も６月に「食品安全委員会」で決定したものでございます。

３つのうちのいずれかに該当するものの中から、優先度が高いと考えられるものを候補として「食品安全委員会」に報告するという作業が「企画専門調査会」に任されているわけであります。

その観点として１つ目が「国民の健康への影響が大きいと考えられるもの」ということでございます。具体的な観点は、その下に書いてあるとおりでございます。

２番目の観点としましては「危害要因等の把握の必要性が高いもの」ということでございます。

３番目としては「評価ニーズが特に高いと判断されるもの」でございます。

こういった観点から、優先度を考えていただくということでございます。

続きまして、また資料の１ページ目に戻っていただけますでしょうか。本日、そういう絞り込みの議論をしていただきまして、例えば５、６件をめどに案件を絞っていただくといたしますと、その５、６件の案件につきましては、事務局において更に情報収集等の整理をさせていただきたいと思っております。

１つには必要に応じ関係者、リスク管理措置がどういうふうに講じられているのかいないのかという辺りの情報収集とか、実際に評価するということになると、どういうことが課題になるのかという辺りのことについて、再度整理をさせていただきます。

その情報を載せたリストを、１０月～１１月にかけて開催の予定でございます次の「企画専門調査会」にて、１７年度の運営計画の実施状況の中間報告をさせていただき予定にしておりますが、この回に合わせまして、さらなる優先度による絞り込みを行っていただきたいと考えております。

この段階で更に絞り込みが行われますと、その絞り込みされた案件につきまして、再度精

査した情報を整理した後に「食品安全委員会」に報告するというところでございます。「食品安全委員会」で審議されれば、自ら実際に評価の案件として行うもの、ファクトシートを作成するもの、あるいは引き続き情報収集を継続しながら検討をしていくという、先ほど御紹介しました6案件と同じような整理にするものが決定されるわけでございます。

このタイミングですと、大体11月～12月にかけてでございますので、これを踏まえまして、物によっては食品健康影響評価技術研究の研究領域への反映があり得るかとは思いますが。

また、先ほど御紹介いたしましたけれども、多くは既にあります総合調査事業に乗せて、調査、検討をしていくということも可能かと思えます。そういうタイミングで御議論いただければと思っております。そういった状況につきまして、再度「企画専門調査会」の方に御報告をさせていただくという流れを考えております。

この流れの中で、例えば、緊急あるいは特段の評価案件が途中で生じてしまった場合には、更にリストの外側でもそれを取り上げまして、御検討をいただくということが考えられます。これは途中の段階でそういったことを考えていきたいと思えますし、本当に緊急を要する案件につきましては「食品安全委員会」自体においても随時審議、決定する道がありますので、そういった扱いをしていきたいというふうに考えております。

そして、この資料の一番後でございますが、これは「食品安全委員会」に報告されてから、どんな整理がなされるかなどを中心に考え方を整理したものでございます。これは2月の段階でこの専門調査会に提出したものでございまして、例えば科学的な知見が十分存在する場合には、直ちに評価をする。科学的な知見が不十分な場合には、調査事業等を実施するなどの対応がそれぞれを考えられます。

今回の対象候補の絞り込みの議論では、最終的にはそういう観点で整理がなされますけれども、先ほどの優先度合いの考え方に沿って、議論をしていただいて候補を挙げていただくということが主でございます。

以上、今日この場での議論、そして次回予定されている議論を踏んで、評価案件が決定されるまでの流れを御紹介いたしました。

○富永座長　ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきましたように、今回は平成17年度に「食品安全委員会」が自ら行う評価案件候補をだんだん絞り込んで、最終的に決めていくわけですが、どのようにして評価案件候補が集められたか。どういう考え方に基づいて、どういう手順で絞り込んでいくかということが説明されました。この絞り込みの手順などは、昨年

度と同じでございます。候補案件は、当然のことながら今年度は新しい案件が出てまいります。

特に資料 2 に関しまして、何か御質問、御意見ございますか。

引き続き 17 年度の候補案件の選定、絞り込みしていく過程で御意見、御質問が出てくると思いますので、そのときに再度お聞きすることにしまして、次に進ませていただきます。

次は、資料 3 の本日の最重要課題でございまして、これにつきまして事務局から候補案件などにつきまして、御説明いただきたいと思います。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、平成 17 年度の自ら評価案件の候補につきまして、資料 3 に基づいて御説明させていただきます。

この資料の構成ですけれども、1 番が国際機関の情報に基づく案件になっております。

2 番、3 番が「食の安全ダイヤル」等からの要望に基づく案件になってございます。

4 番～6 番が食品安全モニターからの要望に基づくものでございます。

7 番～9 番が当専門調査会の専門委員からの御要望に基づくものでございます。

10 番、11 番が「リスクコミュニケーション専門調査会」の専門委員の御要望に基づくものという構成になっております。

それでは、順番に御説明させていただきます。

まず 1 番の「キニーネ」でございますけれども、これにつきましては、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）が、今年 6 月にキニーネ含有飲料は健康を害する可能性があるという評価結果を公表していたこともございましたので、御提案させていただいております。

「概要」でございますけれども、キニーネは香料として食品、特に飲料に使用されておりますけれども、大量に摂取すると特定のグループに健康障害を引き起こす場合がある、特に妊娠中にトニックウォーターを毎日 1 リットル以上摂取していた母親から生まれた新生児に、健康障害があったという症例が報告されているとされています。

B f R は、キニーネ含有飲料の摂取と、妊婦あるいは新生児の散発的な健康障害の科学的な関連について評価しました。

最後のところに結論がございまして、ドイツの現行のノンアルコール清涼飲料水におけるキニーネ最大値は 85 mg/kg であるが、J E C F A の無毒性量はキニーネ 75 mg/kg である、ドイツの規制値を J E C F A の評価に適応させるべきか検討すべきであるというような評価報告書を公表しております。

我が国における現状でございまして、我が国では食品衛生法に基づく既存添加物として、キナ抽出物が収載されております。したがって、使用に当たって特段の問題

がないと考えられることから、使用量等の基準は定められておりません。

平成 15 年度厚生労働科学研究によると、キナ抽出物については、添加物としての国内での流通実態はないと報告されており、国内では添加物として食品の製造に使用されていないものと推定されますけれども、食品に含まれた形で輸入されるものについては、具体的な情報はないとされております。

次に 2 番の「動物用医薬品に関する食品健康影響評価」ということで、成長ホルモン剤、成長促進剤についての評価の要望が「食の安全ダイヤル」を通じて上がってきております。

平成 17 年 6 月 30 日の産経新聞におきまして、食品中に含まれる成長ホルモン剤等が思春期の早発の原因である旨の記載がございまして、これを読んで不安を持ったために、因果関係の究明を要望されております。

我が国における現状でございますけれども、我が国では家畜等の成長促進剤としてホルモン剤を使用することは認められておりません。

成長ホルモン剤といたしまして、天然型と合成型があるわけでございますけれども、天然型のホルモン剤の残留については、コーデックスにおいても、生理的変動の範囲内であるので基準の設定は必要ないとされております。合成型のホルモンでございます酢酸トレンボロンとゼラノールについては、コーデックス規格や J E C F A での評価を踏まえて、食品衛生法に基づく残留基準が設定されているところでございます。

この案件につきましては、先ほど総務課長から御説明ございましたように、平成 16 年度の第 1 回の評価案件の候補とされたところであり、現在情報収集を継続中でございます。

次に 3 番の「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」は、今年 3 月に開催されました当委員会主催の意見交換会での参加者のアンケートを通じて、要望がありました。メキシコ、チリ、中国産牛肉等の食品健康影響評価を要望されております。

B S E 問題につきましては、現在「プリオン専門調査会」において、米国及びカナダ産の牛肉及び内臓のリスク評価が行われているところでございますけれども、B S E 非発生源牛肉の安全性について「食品安全委員会」においても、リスク管理機関と協力して情報収集をすべきであるとの意見もございまして、今後の課題としていただいております。

なお、この案件は、平成 16 年度の第 2 回の自ら評価案件の候補として検討していただきましたけれども、不採用となった案件でございます。

次に 4 番ですけれども、クローン牛の安全性につきまして、食品安全モニターから要望が上がってきております。

まず、体細胞クローン牛から生産される牛肉については、一般流通が可能になったわけ

ではございませんけれども、今後の安全性につきまして「食品安全委員会」でのリスク評価を行う必要性が高まっているのではないかという御要望でございます。

現状でございますけれども、農水省では体細胞クローン牛につきまして、出荷の自粛を要請していることもありまして、体細胞クローン牛から生産された牛肉については、市場には出回っておりません。

食品としての安全性につきましては、厚生労働省の研究班が平成 15 年 5 月にクローン牛の安全性に関する報告書を公表しておりまして、従来技術によって産生された牛にはないクローン牛特有の要因によって、食品としての安全性が損なわれることは考え難いが、新しい技術であることを踏まえ、慎重な配慮が必要というような報告を行っております。

体細胞クローン牛の低生産性や産子の健全性について、平成 16 年から独立行政法人農業・生物系特定産業研究機構畜産草地研究所を中心に研究が開始されております。

次に 5 番の「食品添加物や農薬の複合汚染について」は、食品における添加物の安全性について不安を感じる、重複使用の危険はないだろうかという不安がモニターから寄せられております。

各種の添加物につきましては、単独での安全は保障されていると思うが、これらは 1 つの食品に多種使用されていることが多い、一部混合により化学反応が起き、発がん性物質に変わる場合があると聞いた、食品添加物や化学物質の安全性について、複合的に含まれる場合、毒性が強くなると思うが、リスク評価において考慮しているのかという問題提起がモニターからなされております。

現状でございますけれども、「食品安全委員会」では、食品添加物や農薬については、食品中に複合的に含まれる場合の評価は特に実施しておりません。

一方、厚労省におきましては、厚生労働科学研究費等を用いて、種々の研究を実施してきておりますけれども、これらの研究の結果からは、相乗的な悪影響は確認されておらず、現在も国立医薬品食品衛生研究所で研究を実施しているというのが現状でございます。

次のページの 6 番の「フッ素加工の調理器具の安全性について」は、やはりモニターから、一般的な使い方でも過加熱となり有害物質が発生すると発表されており、使用を続けても問題はないのかという不安が、米国のエンバイロメンタル・ワーキング・グループという N P O の提案も引用する形で提案されております。

現状でございますけれども、食品に用いられる器具・容器包装につきましては、食品衛生法に基づく食品添加物等の規格基準が定められております。フライパンやラップなどの器具・容器包装については、製造業者が製品の使用方法に応じて、抽出物などについての

安定性試験結果に基づき、耐熱温度や使用上の注意を記載しているものもあるというのが現状でございます。

次に7番の「ビタミンAの過剰摂取に関わるリスクアセスメント」につきまして、当専門調査会の専門委員からリスク評価の要望をいただいております。

ビタミンAの摂取量は、元来食品に含まれるものを含め、過剰摂取のおそれがある。欧米ではビタミンA摂取のリスクアセスメントが既に行われており、我が国の現状についてアセスメントを行う必要がある。

最後のところでございますけれども「栄養素のリスクアセスメントの手法を確立し、これに基づき、緊急性の高いビタミンAのリスクアセスメントを優先的に実施すべきである」という御意見をいただいております。

欧米で行われておりますリスクアセスメントの状況ですけれども、真ん中のコラムにございますように、今年7月のコーデックス委員会におきまして、ビタミンとミネラルのフードサプリメントに関するガイドラインが採用されております。

今年5月に栄養素リスクアセスメントに関するワークショップが、FAO/WHO主催で開催されておきまして、このワークショップの報告書の中でも、EU、英国、米国の行ったビタミンAのリスクアセスメントが引用されております。

我が国における現状でございますけれども、厚生労働省の日本人の食事摂取基準2005年版において、ビタミンAについての摂取の目安量、推定平均必要量、推奨量が設定されているほか、過剰摂取による健康被害を起こすことのない栄養摂取量の最大値として、上限値が設定されております。

いわゆる健康食品の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針によって、摂取目安量を設定すべきことについて、自治体を通じて事業者に促しているというのが現状でございます。

国民健康・栄養調査における栄養素の摂取状況の調査の一環といたしまして、ビタミンB1、ビタミンB2等の摂取量についての調査が行われているところでございますけれども、ビタミンAにつきましては、他のビタミンに比べ摂取量が少ないことから、調査対象からは除外されております。

ビタミンAは、飼料添加物としても飼料に添加されているわけでございますけれども、現在、添加量に関する規制はございません。ただ、日本飼養基準で過剰給与した場合、家畜への影響について記載されております。なお、関連物質でございます飼料添加物カンタキサンチンについては、平成16年に食品健康影響評価を終了しております。

「海外の状況」でございますけれども、英国の食品基準庁が平成 15 年にビタミン、ミネラルの許容摂取量を発表しております。

先ほど説明いたしましたとおり、コーデックスにおきましても、ガイドライン案が国際指針として採択されております。

なお、ビタミン類の過剰摂取に関する食品健康影響評価ということで、16 年度の第 2 回目の自ら評価案件の候補となりまして、現在ビタミン A も含めまして、情報収集を継続中でございます。

次のページの 8 番の「臭素酸カリウムのリスクアセスメント」につきまして、やはり当専門調査会の専門委員から御提案をいただいております。

コーデックスにおきましては、遺伝子傷害性発がん物質の M R L 等は設定されておられません。

ただ、一方我が国においては、遺伝子傷害性発がん物質の食品への使用が認められているということもありまして、臭素酸カリウムは遺伝子傷害性発がん物質であり、リスクアセスメントが必要であるという内容の御要望をいただいております。

1992 年に J E C F A の第 39 回会議におきまして、臭素酸カリウムは遺伝子傷害性発がん物質であるという結論が出されておまして、その結果、J E C F A は臭素酸カリウムを小麦粉処理剤として使用するのには適当でないという結論を出しまして、第 33 回会議で定めた使用許容量を取り消しております。第 44 回会議でも、この評価は基本的に変更されていないというのが J E C F A における状況でございます。

日本における現状でございますけれども、食品衛生法に基づきまして使用基準が定められておまして、パン以外での使用は禁止するとともに、パンについても最終製品には残存させない旨の使用基準が策定されております。

「現時点での安全性評価」でございますけれども、平成 14 年に現時点での安全性評価を薬事・食品衛生審議会に依頼しておまして、その結果、高感度に改良した新たな分析法によって監視等を行うことにより、安全性を確保する上で支障はないと結論が出されております。

それを踏まえまして、平成 15 年に厚生労働省は、新しい食品中の臭素酸カリウムの分析について、都道府県に通知を行っております。

「表示」につきましては、臭素酸カリウムは加工助剤としての使用のみ認められているため、食品衛生上食品の義務はございませんけれども、臭素酸カリウムを使用するパンには、使用した旨の表示が行われているのが現状でございます。

海外におきましては、米国ではパンへの使用を認めておりますけれども、ヨーロッパでは禁止されております。

次のページの 9 番の「アルミニウムのリスクアセスメント（摂取とそれの及ぼす影響について）」につきまして、やはり当委員会の専門委員から御要望をいただいております。

アルミニウムの摂取とアルツハイマーの関連につきましては、まだ明確にはなっていないわけでございますけれども、幾つかの関連性を示す研究事例があるということもございまして、食品添加物、容器包材の原料素材として汎用をされているアルミニウムについて、早期にリスク評価をする必要があると考えるという御意見をいただいております。

我が国における現状でございますけれども、現在アルミニウムとアルツハイマー発症の関係については明確にされておられませんけれども、WHO のクライテリアにおきましても関連があるかどうかは確定できないとされております。

厚生科学審議会におきましても、このクライテリアを引用いたしまして、平成 15 年に厚生労働省に水質基準の見直しを申請しておりまして、厚生労働省は平成 15 年 5 月にアルミニウムを新たに追加いたしまして、0.2 ppm 以下の基準で管理を行っております。

「海外の状況」でございますけれども、1 日当たりの摂取量を WHO、英国の農食料省、スウェーデン国立食品局、米国食品医薬品庁等が定めております。

1 日摂取許容量につきましては、WHO / FAO の JECFA が 7 mg/週・体重 kg という量を設定しているところでございます。

次の 10 番の「調理形態の違いによる食品中の無機ヒ素の摂取リスクの変化について」は「リスクコミュニケーション専門調査会」の専門委員から要望をいただいております。

「食品安全委員会」や厚生労働省は、無機ヒ素の問題につきまして、ファクトシートの形で情報提供を行っておりますけれども、これは主として水戻し後のひじきを対象にして説明が行われておりまして、現在流通している調理レシピなどの一部には、水戻ししないでそのまま調理に供するなど、従来とは異なる想定外の調理方法が紹介されております。このため、これら調理方法の違い等を始めとする要因別に推定される日本人の摂取量調査を実施した上で、ヒトへの健康リスクを推定する等のリスクアセスメントを行う必要があると考えるという御意見をいただいております。

現状ですけれども、ヒ素については「食品安全委員会」の「汚染物質専門調査会」において、清涼飲料水の規格基準として調査・審議が行われているところでございます。

ヒ素は、大きく分けて有機ヒ素と無機ヒ素がございまして、そのうち、より毒性が高いとされ、JECFA においても暫定耐容週間摂取量が定められております無機ヒ素

に着目して、厚生労働省では、平成 17 年度にその摂取実態を把握するために、分別定量測定法の改良等を行っているというのが現状でございます。

この案件につきましては、平成 16 年度の第 1 回の自ら評価案件の候補として挙がりましてけれども、不採用となっております。

最後の 11 番「食品中のアクリルアミドについて」でございますけれども、この案件につきましても「リスクコミュニケーション専門調査会」の専門委員から御要望をいただいております。

この案件につきましては、平成 16 年度の第 1 回の自ら案件の候補として挙げたところですが、不採用となったという経緯がございます。

その後、この問題につきましては、各国で各種調査研究が行われ、今年 3 月に開催された J E C F A において、これらのデータに基づくリスクアセスメントの結果が示されました。

J E C F A が実施した手法に準じて、日本人の平均摂取量と毒性評価結果との相関による日本国内におけるリスクアセスメントを実施していくことが必要ではないかという御意見をいただいております。

今年行われました J E C F A の第 64 回会議におきまして、一般人の平均アクリルアミド摂取量は、1 日体重 1 kg 当たり 1 μ g であり、摂取量の多い人に関しては、1 日体重 1 kg 当たり 4 μ g となる、食品中のアクリルアミドは、遺伝毒性及び発がん性の可能性は否定できないという評価結果を出しております。

この結果を受け W H O と F A O は共同で、各国に対してアクリルアミド低減措置等を求める勧告を出しております。

我が国における現状でございますけれども「食品安全委員会」では、情報を整理いたしまして、ファクトシートという形でホームページへ情報提供を行っております。

厚生労働省におきましては、アクリルアミドに関する Q & A を作成して情報提供を行っております。

農林水産省におきましても「アクリルアミド対策検討チーム」というのを設置いたしまして、食品のアクリルアミド対策行動計画を策定して、日本人の摂取量評価に必要な調査等を行っているというのが現状でございます。

以上、長くなりましたけれども、11 件の候補案件につきまして御説明させていただきました。

なお、最後の欄外にございますけれども、「食の安全ダイヤル」、食品安全モニター及

び要望書等からの情報のうち、昨年度の「企画専門調査会」で自ら評価案件の候補として審議され、自ら評価案件の候補とならなかったものについては、特段の事情がない限り、この検討資料から除外させていただいております。

以上でございます。

○富永座長 どうもありがとうございました。大変丁寧にそれぞれの候補案件の現状等を御説明いただきました。

本日は、ただいま御説明いただきました11の候補案件の中から、できたら5、6件ぐらいに絞り込みまして、そしてもう一度10、11月に予定されている次回の「企画専門調査会」で更に審議をして、絞り込みたいという予定でございます。

今11件の候補案件が挙がっておりますけれども、このうち、どういうものが重要かとか、あるいはどれを5、6件にしたいという私自身の腹案もございませんし、事務局からもうそういう要望は出ておりませんので、本企画専門調査会でそれぞれ忌憚のない御意見をいただいた上で、5、6件に絞り込んでいきたいと思います。

まず、どれからというとな件があっちへいたり、こっちへいたりしますから、やはり11件ございますので、1件目の1番から順次検討したいと思います。

どうぞ。

○飯島専門委員 前々回自ら評価をするという候補に、ビタミンのところ、コエンザイムQ10を挙げました。現在、医療用のユビデカレノンの用法及び用量は、1回10mgを1日3回、つまり1日量は30mgとなっています。今、コエンザイムQ10が健康食品として非常に流行しています。我々の団体で20件の健康食品を調べてみたら、含有量に27倍の差があることがわかりました。下は10mgから上は270mgまでの差があるということです。

それについて、健康影響評価を是非やってほしいということをたしかこの委員会をお願いをしたと思うんですが、その部分が載っていないんです。ビタミンAしか載っていないんです。

今回、ビタミン剤の中に含まれているのであれば良いのですが、議事録には私の発言の中に記載がありますので、今回の資料に掲載されていないことについて、もし何か事情があるのでしたら、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○富永座長 では、事務局から御説明ください。

○國枝評価課長 今、飯島専門委員からお話があったコエンザイムQ10については、ちょっと私に代わる前だったんですが、先週ですが厚生労働省から諮問がございました。

○ 富永座長 ですから、今後追加されるわけですか。

○ 寺田委員長 よろしいですか。

この前の委員会で、厚生労働省からコエンザイム Q10 の諮問がございました。今おっしゃったとおり、医薬品としては 30 mg、食品として 300mg 人によっては、アメリカなんかは 1,200mg でもいいという話とかいろいろあるから、食品としてその上限の量に関して、厚生労働省からいうと法定というのではなくて任意の形で、私どものところへ評価をしてくれというふうに来ております。しかし、もともと薬より量の多いものが食品としてどうして入っているのかとちょっと不思議な気がしています。

それは受けて、一応私どものところの専門調査会で評価することになりますから、ここのお答えといたしましては、省いてあるということなんですけれどもこのような事情があります。評価はいたします。評価を何かの形でお返事を返すことになると思います。

○ 富永座長 わかりました。コエンザイム Q10 については、完全に無視されているわけではないということでございます。

コエンザイム Q10 とビタミン A の前駆体の β カロテンもよく似た点がありまして、β カロテンですと、食品から摂取する量はせいぜい 3 mg ぐらいしかないんですけれども、がんの予防にいいからということで、非常に大規模な介入研究が行われて、20 mg とか 30 mg という 10 倍ぐらいの量を連続投与しましたら、がんの予防どころか、かえってがんが増えてしまったというようなことが 10 年前にわかりまして、慌てて大量摂取は危険だということになり、使用も中断されております。コエンザイム Q10 はそういうことはないかもしれませんが、別の案件でそういう前例もございますから、大量摂取については、やはりきちんと評価しないといけないと思います。

よろしいですか。

それでは、今回審議の対象になっております 11 の候補案件について、1 から審議をさせていただきます。

まず 1 番は「キニーネ」でございますが、これは先ほど事務局から御説明いただきましたように、平成 15 年度に厚生労働省が行った調査では、もう国内では流通していないということでございます。

これは流通していませんから、よろしいですね。流通し始めたら大変なことですけれども、この候補案件の絞り込みで大変影響度が高い、随分流通していると当然候補案件として選定しないといけないんですけれども、流通していないということで、最初の選定基準から落ちてしまいますね。これはよろしいですね。

2枚目の2番目「動物用医薬品に関する食品健康影響評価」の成長ホルモン、成長促進剤でございます。これは、いかがでございましょうか。

○内田専門委員 済みません。順を追って説明していただいているんですけれども、11の案件の中から選定の考え方に基づいて選ぶということなんですけれども、この中にはホルモン剤とか添加物として使用されたりして、2番や8番のように意識しなくても摂取してしまうものと、あとは3番や7番のように自助努力によりリスクを減らせるものがあると思います。やはり自助努力によりリスクを減らせるものについては、評価も大切なんですけれども、一消費者としては、正しい情報提供とか、むしろ注意喚起のようなものの方が必要なのではないかなと思いました。

つまり、できれば2番とか8番のようなものを優先的に評価していただきたいなというふうにちょっと見て思いました。

○富永座長 わかりました。内田専門委員から自分で判断できなくて、知らず知らずの間に摂取してしまうようなものは、優先して評価してほしいという御意見がございました。したがって、2番もそれに該当しますので、是非取り上げてほしいという御意見ですか。

○内田専門委員 はい。

○富永座長 ほかの専門委員の方々は、いかがでございましょうか。

では、これは一応残しましょうか。2番は残します。

次の3番「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」です。

これは、事務局から御説明ございましたように、現在はBSE発生国のカナダ、アメリカなどでの牛肉をどう扱うかということが大変な問題になりまして、それに取り組んでおられる最中でございます。メキシコ、チリ、中国は、非発生国でございますので、これをどうするかということでございます。いかがいたしましょうか。

○門傳専門委員 発生していないとしても、今後発生する可能性は当然あるわけなので、日本がどの程度の国から輸入しているか、すべての量とかはわかりませんが、かなりこの3国について量が入ってきているというふうに聞いているものですから、発生してからではなくて、やはり事前にどういった体制をそれぞれの国がとっているとか、その辺のものを含めて、私としては当然残していただきたいというふうに考えます。

○富永座長 そうですね。いかがでございましょうか。どうぞ。

○山本専門委員 基本的にどの評価に値するかということの中で、例えばリスクコミュニケーション専門委員の方から出てきた案件も含めまして、消費者、国民の皆さんから、極

端に言えばこういううわさがある、こういう情報がある、どうなんだということが出てきたものについては、やはり基本的に事実関係はどうなんだということを正確に伝えるのが第一だと思います。

場合によっては、事実誤認ということもありますし、それぞれについてはリスクを評価するかどうかという以前に、事実がどうなんだと。これは備考のところにきちっと書いてありますけれども、そのことをこれからどういう形で「食品安全委員会」として、何らかの手段を通じて、消費者、国民に知らせていくかということをやっていただければ、本当にリスク評価をするものというのは、ある意味で既にこういう幾つかの考え方の基に選定しますということで、純粋で科学的、あるいは事実関係に基づいてやっていただいていいと思います。

ただ、やはり大事なことは、事実はどうなんだと。今のメキシコ、チリ、中国産の牛が現実にとどのくらい入ってきていて、今BSEの発生の可能性がどうなんだというようなことを、むしろ積極的に情報として発信していただくことが大事なのではないかと思います。ちょっとそこのところをうまく切り分けていかないと、リスクは、事実関係をつかむところからリスクなんですかと。リスクを最終的に評価するところまでなのか、ちょっと全体がぼけてきてしまっているということがありますので、まず事実関係をきちっと調べて、情報として流すものと、最終的にリスクを評価するものと幾つかの切り分けをきちっとやっていただきたいと思います。

○富永座長　ありがとうございます。

本日は、今年度評価する案件の最終的な絞り込みをするのではございませんで、まだ今の山本専門委員御指摘のような点がございましたら、判断できない点もございますので、次回までにその関係の情報などを集めて、もう一度審議する機会があると思います。

これは国民の多くの方が関心をお持ちだと思いますので、一応はこれも残しておきましょう。

それでは、次の4番の「クローン牛の安全性について」でございます。これもキニーネと同じでございますで、今、農林水産省で出荷の自粛要請が行われていて、そのためにクローン牛は市場に出回っていないということです。ですから、これもキニーネと同様の扱いでよろしいですか。つまり今回は候補としないということで、よろしゅうございますか。

それでは、次の5番です。これは難問で「食品添加物や農薬の複合汚染について」でございます。

これは皆さん、特に私も大変関心はありますけれども、実際に情報集めといったところ

で、適格な判断ができるものではないと思うんですけれども、どうですか。

○山本専門委員 この点は、最近東大の唐木先生が食品添加物の安全性と無添加食品ということで、大変わかりやすい文章を書かれておいでですけれども、多分複合汚染というのは、昔から何かそういうことがありそうだとこのことでは言われているんですけれども、唐木先生の文章を読むと、今、科学的にも結構いろいろ研究されているし、経験的に見ても最大無作用量以下のものでは、相互作用は多分ないと見てもいいだろうというようなことをおっしゃっているんです。

これは、皆さんに信じていただけるかどうかは別にして、こういうことについては消費者に対してそこら辺の情報をきちっと発信していくということの方が、むしろ大事ではないかと思います。リスク評価ということで持っていくというのは、現時点ではどうなのかなという感じがしております。

○服部専門参考人 同じように名古屋市立の伊東先生から農薬について、A D I の 100 分の 1 ずつを何十種類も入れて慢性毒性をやった結果、特に複合的な汚染がないというような研究が出ています。

今、山本専門委員がおっしゃったように、確かに一般的な感触として皆さん不安に思っているような部分はあるんですけれども、事実としては少量の複合汚染というか、同時摂取でも影響が出ないというような結果が出ているということを知らしめるということが大事なのかなというふうに思います。

○富永座長 そうですね。

伊東先生らのような農薬の複合汚染についてのデータなどがありますと、非常に判断しやすいんですけれども、データがない場合にはなかなか判断ができないわけです。

ということで、今、食品添加物と農薬の複合汚染については、どちらも積極的に取り上げるという意味ではないわけですね。

ほかに、是非これを取り上げるべきだという御意見ございますか。

○門傳専門委員 ちょっと外れるかもしれないんですけれども「食品安全委員会」はいろんな場所で、いろいろなリスクコミュニケーションで会を持たれますけれども、その際に、食品添加物と農薬と聞いただけで非常に不のイメージが現実にあるわけなんです。これがないければ善みたいなのはあと思っています。

ですから、実際にやられていると思うんですけれども、是非いろいろなリスクコミュニケーションの場でも、複合汚染だったらなおさら安全性なり意義なりをお示ししていただきたいと思っています。どっちかが善か悪ととらえられている方もいらっしゃると思うので、

やはりきちんとした形で検査されて、適切に使われているのであるから、農薬であっても食品添加物でも安全ですという旨の告知を、今でもやっていただいていると思うんですけども、更にいろんな場所でなお一層お願いできればというふうに思います。

○富永座長　そうですね。そういう努力も必要ですが、食品添加物と農薬の一つひとつについては、非常に厳格に検定されていて大丈夫ということになっているんですけども、問題は複合でどちらも 10 種類とか 30 種類とかありますと、これはもう動物実験でも大変なことになりますし、なかなか大丈夫だということは言えないんですけども、一つひとつの例から類推すると、多分大丈夫だということになりましょうし、先ほどの伊東先生らの農薬に関する実験の結果などからも、やはりなということになります。

また、例えば 20 種類の発がん物質をそれぞれ 20 分の 1 の量にして、同時に投与して発がん性があるかどうかという検討なども行われておりますが、やはりそんなに複合作用、相乗作用などは一応見られていないようでありました。ですから、多分今の一つひとつの検定で大きな間違いはないと思います。

実際に複合汚染の安全性などを評価するといっても、多分データがないと思いますので、これはちょっと現実問題としてはパスせざるを得ない。しかし、きちんとした啓発は大変重要なことで、今後ともやるべきだと思います。

○寺田委員長　皆さんも言われているように、本当のことを言って、世界中でこういういろんな発がん物質を混ぜて、動物実験をやっているのは伊東先生のグループだけだと思います。そのデータをファクトシートか何かで出すのが良いかと思います。それを見ると相乗的な話はなくて、相加的なものだと思います。

例えば、A と B とやると、A だけの単独よりも B を加えた方が多いことは当然のことですから、相乗的なことは無い。実際にとっている A D I は 100 分の 1 以下ですから、影響はないというようなことをちゃんと書いて出す方がいいと思います。それ以外には、私は本当にデータがないと思います。

○富永座長　これは先ほどの伊東先生の実験のようなものもございますから、情報収集を続けて、一応今回は見送りということによろしいですか。

それでは、次の 6 番の「フッ素加工の調理器具の安全性について」です。

これについては、何か特別な御意見ございますか。

器具とか包装用具については、一応規格基準が決められているわけです。特にこれは是非残したいという御要望もないようでございますから、一応見送りとさせていただきます。

7 番の「ビタミン A の過剰摂取に関わるリスクアセスメント」です。

これは、昨年度ビタミン類として取り上げておりますけれども、特にビタミンAというのは脂溶性のビタミンで、皮下脂肪、脂肪組織に蓄積される可能性もございます。

先ほど申しましたように、例えばがん予防、そのほかの理由でサプリメントの形で大量に摂取されますと、有害性が出てくる可能性が非常にありますので、ビタミン類の中でもビタミンAは特に重要だと思いますので、これは取り上げた方がいいのではないかと思います。いかがでございましょうか。

うなずいておられる方が多いようでございますから、これを残しましょう。7番は残します。

次が8番の「臭素酸カリウムのリスクアセスメント」でございます。

これは、もう評価済みということだそうですし、実際にはパン以外への使用は禁止されていると。パンについても、最終製品には残存しない状況になっていますので、体に取り込まれることはないわけです。使ったものについては、臭素酸カリウムを使ったということを表示するということになっているわけです。

これはいいのではないかと思います。いかがでございましょうか。やはりこれは取り上げた方がいいという御意見がございましたら、残したいと思います。

○伊藤専門委員 これは、既にうちのお店であるパンメーカーさんから事前に説明を受けて、もう半年以上何店舗かで販売されていまして、使用の表示もちゃんと書いてあります。事前に厚生労働省や何かと打ち合わせをして、確認をとった上で販売させていただいてますということだったので、そういう評価を見れば、今の状況では国内では一応問題がないという形になっていると思います。

あと、もし必要があるとすれば、海外での評価の部分でギャップがあるところを、どういうふうに判断するかという問題だけになってくるのではないかと思います。

以上です。

○佐々木専門委員 残存しないということで許可されていますけれども、1つは、常に分析で確認しながら出荷しているのではないので、多くの製パン業者さんが間違っ使用ということがないわけでもない。今の残っていないことを問題にするのではなくて、J E C F A との評価の差異を、例えばファクトシートが何かで一旦整理していただければいいのかなという感じを受けました。

というのは、本当に残存しないという前提でやると、その都度検査で確認するということが前提になってきますので、つくり方によってはひょっとしたら、残るのではないかと消費者の不安を残すことになりますので、何らかの形で情報整理はしていただけると

ありがたいなと思います。

○ 富永座長 わかりました。それでは、これも一応候補案件として残しましょう。

それでは、次は 9 番の「アルミニウムのリスクアセスメント（摂取とそれの及ぼす影響について）」でございます。これは、アルツハイマー病との関連になります。しかし、アルミニウムとアルツハイマーとの因果関係は、あまりはっきりしていないわけです。アルミニウムが安全というわけではありませんけれども、私が先日読んだ論文では、生活習慣がアルツハイマー病の発生にも深く関わっているということがわかりました。

これまで血管障害型の認知症、痴呆は、生活習慣が当然深く関わることが常識でございましたけれども、アルツハイマー型でも生活習慣が発生にかなり深く関わっているという報告がございました。アルミニウムもアルツハイマー病の患者の脳の組織に沈着する等々が言われておりますけれども、因果関係はあまりはっきりしていないわけです。しかし全く問題がないわけではないです。どうしましょうか。

○ 山本専門委員 こういうものというのは、本当にいろいろなものがあるんだと思います。アルミというのは、食品からくるものと家庭生活の中からくるものもたくさんあるわけです。こういうことについて消費者、国民は非常に関心を持っていますから、情報の収集は続けていただきたいと思います。それを適宜タイムリーに発信をしていただくけれども、ちょっとリスク評価をするというところまでは、まだいかないということによろしいのではないのでしょうか。

○ 富永座長 いかがですか。情報収集はきちっと続けるということですね。その上で、リスク評価に持っていくという御提案でございますが、そういう手続でよろしゅうございましょうか。

それでは、その次でございます。10 番の「調理形態の違いによる食品中の無機ヒ素の摂取リスクの変化について」です。

ヒ素については「汚染物質専門調査会」において、清涼飲料水の規格基準として調査・審議中の案件です。

ということで、これも取り上げましょうか。要らないですか。

○ 山本専門委員 審議中の案件であれば、そこで取り上げていただいてよろしいのではないですか。海藻類を検査すると、結構ヒ素が出てくるだろうと思います。そんなことも含めて、きちとした形で審議されているのであれば、取り上げる必要はないかと思います。

○ 富永座長 審査、審議待ちということにしましょうか。

それでは、最後 11 番の「食品中のアクリルアミドについて」です。

これは、もうファクトシートができています。ファクトシートができておりましても、作成後に新たな重要な知見が出ましたら、それを考慮して、もう一度ファクトシートの更新ということが必要ですが、これについては特に新たな知見でもあれば別でございますが、どうでしょうか。取り上げましょうか。

どうぞ。

○本間委員 委員ですけれども、発言よろしいでしょうか。

アクリルアミドだけではないんですが、食品の普通の加熱などの加工工程で生成してくる成分はたくさんございます。こういうようなものは、集中的な作業ではなくて、かなり長期の間情報収集をしていることが必要ではないかと。

要するに、アクリルアミドだけを取り上げるというのは、例えばフランも関連で出てくるのかどうかとか、一連の反応で出てくる可能性があるわけです。時によっては、物質が間違っていたなんていうことも過去にはあり得たんです。そういうわけで、これはやはり長期の情報収集ということで、関連の成分もひっかかってくるかもしれないという見地はいかなものかと考えております。

○富永座長 ということは、一応取り上げた方がいいということですか。情報収集を続けることでいいということですね。

○本間委員 はい。

○富永座長 では、これについても情報収集を続ける。

アクリルアミドについては、ほかにどなたか御意見ございますか。ございませんか。

それでは、ざっと一通りいったところで、あまり深い審議、議論もできておりませんが、一応今日の時点で候補案件として残して、更に次回もう一度引き続き検討して絞り込む候補としまして、2番の動物用医薬品、特に成長ホルモンに関する食品健康影響評価。3番のメキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価。7番ビタミンAの過剰摂取に関わるリスクアセスメント。8番臭素酸カリウムのリスクアセスメント。情報収集継続を除きますと、この4件になります。

○山本専門委員 3番というのは、あくまで情報収集の範囲内ではないのでしょうか。

○富永座長 本当は、そうですね。

門傳専門委員、いかがですか。

○門傳専門委員 私もそういう意味で、全く情報が何もわからない、不安というか、やはりそういうものだけがあると思いますので、そういう意味です。

○富永座長 わかりました。では、これも情報収集継続扱いですね。

どうぞ。

○山本専門委員 強いて申し上げますと、8番もリスク管理機関が既に対応しているという状況のものではないのでしょうか。「食品安全委員会」が自ら評価するという幾つかの項目に挙げる中で、既にリスク管理機関が対応しているものというのは、一応除外されるという観点からすると、現状ではリスク管理機関である厚生労働省が情報収集をしながら、対応しているということと見ていいような項目ではないかと思います。

○富永座長 つまり、今、佐々木専門委員が言われたように、一応市販されている。実際にでき上がったパンについては、臭素酸カリウムは含まれていないことになっているけれども、ほかにいろいろとサンプリングしてということですか。

○山本専門委員 その辺のことも含めて、リスク管理機関が把握しておられるのではないですかね。ちょっとそれを確認していただくということです。

○富永座長 確認する必要があるという御指摘ですね。ですから、そこでのリスク管理がうまくいってれば、問題ないわけですね。

○山本専門委員 はい。

○富永座長 どうぞ。

○佐々木専門委員 一旦評価が終わったものであっても、新しい状況ですとか、あるいは検査に頼って管理するという場合には、P D C Aのサイクルで、やはり「食品安全委員会」としても、最後のC、Aの方は、きちんと手順を踏む必要があるのではないかというふうに思いました。ですから、それに入る前に、まずどうなっているか情報を集めて、その上で評価対象にするかどうかを考えたらいいのではないかと思います。

○富永座長 つまりリスク管理の結果を示してほしいということですか。

○佐々木専門委員 そうです。

○富永座長 それは、次回までに出られる時点では、一応出てくると思います。

どうぞ。

○杉浦情報・緊急時対応課長 3番について、まずは情報収集すべきだという御意見だったんですけども、具体的にどういう情報を収集すべきなのか、御指示いただけるとありがたいです。

実際にメキシコ、チリからは、少量ですけども、我が国への牛肉の輸入はございますし、中国からも加熱した牛肉の輸入実績はございます。

○近藤専門委員 私としては、やはり第一に食肉処理場の状況がどうなっていて、SRMがどういうふうに除去されているのかということと、要するにその処理がしっかりと確保

されているか、そこら付近の状況が重点的にわかれば、評価ができていくと思います。

○富永座長 門傳専門委員が知りたいとおっしゃっていることも、今、近藤専門委員がおっしゃっていたようなことを知りたいということですね。

○門傳専門委員 そうです。どういう体制でやっているのかということです。

逆に、もし伊藤さんのところで扱われていて、実際にそういうことをやっていらっしゃるんだったら、参考になるんですけども、どうなんでしょうか。

○伊藤専門委員 扱いはないんですけども、例えば豪州とニュージーランドで検査が行われているのかというと、我々の業界筋の情報では、検査しないから出ていないだけだという言い方もあるわけです。ですから、そういった部分のいわゆる単純な情報を正確に集めていただければいいのではないかと思います。

○富永座長 これについては、やはり情報集めが重要ですね。

ですから、情報集めなんだけれども、一応残しましょう。

○伊藤専門委員 今の小売の現場の段階で、お客様との間でいろんな問題を含めて、極めて緊張感を持って対応している部分があります。

1つは先々週中国に行ってきたんですけども、中国産のウナギのマラカイトグリーンの問題。

茨城を中心に埼玉に広がっていますけれども、鶏インフルエンザの抗体陽性という問題について、お客さんにどういうふうに説明をするかという問題。

厚生労働省から定期的に発表されていますけれども、水産物の残留水銀の問題。

農水省のチェックで、特別調査に入ります大豆加工品の遺伝子組換え等の表示の問題。

厚労省が進めていらっしゃいます、業界内ではポジティブリスト制の問題については、ある意味緊急度が高く、優先順位が上にあるわけです。

実際はそれに絡んだ項目を「食品安全委員会」に判断をゆだねる状況にはなっていないわけですけども、今そういった現場で一番何がという部分の考慮も若干されながら、3項目なり4項目なりを決定していくといいのではないかと、いつも思っています。なかなかそういうふうにつながらないんですけども、ちょっと御意見としてお話をさせていただきました。

○富永座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山本専門委員 同じように、直近で起こっていることは、トランス脂肪酸の問題なんです。トランス脂肪酸について、既に我々産業界に対して、いろんなところから日本は大丈

夫なのか分析をしろという話が結構出てくるんです。やはりその辺のことが、先ほどから申し上げているように、消費者、国民含めて、これは大変恐縮な言い方ですけども、流通の方も含めて、事実関係がよくわからない。そこに対して不安を持つということが非常に多いんだと思うんです。

ですから、こういういろんな問題について、できるだけリスク評価というところまではいかないにせよ、ファクトシートというものを最近きちっと出していただいて、それが大変役に立っているんですけども、タイムに起こる問題に対して、ファクトシートという形でも結構ですし、情報収集という形でも結構ですから、情報をできるだけ発信していただくということが、大変国民のためには役に立ちますし、我々産業界にとっても役に立ちますので、そういうことを是非心がけてやっていただければ大変ありがたいと思います。

○富永座長　そうですね。トランス脂肪酸のように新聞記事で出ますと、読者は大変不安を覚えられるので、それについて情報収集、新しい知見を収集してファクトシートで発表するといいかもかもしれませんね。

どうぞ。

○杉浦情報・緊急時対応課長　先ほど総務課長からも御説明申し上げましたけれども、トランス脂肪酸につきましては、平成 16 年に自ら評価候補として採択されまして、その後最終的には、ファクトシートを作成してホームページで公表させていただいております。最近におきましても、一部の新聞等では当委員会のファクトシートを引用するような形で情報提供が行われております。

○西郷リスクコミュニケーション官　いろいろ御指摘ございましたが、マラカイトグリーンの問題だとか、基本的に管理省庁の方で御対応いただいていることが多いかと存じますが、マラカイトグリーンにつきましては、厚生労働省もいろいろ事実経過をホームページに載せてございますし、中国も今のところウナギは出さないというふうな暫定的な措置を講じたということがございます。

鳥インフルエンザにつきましては、御存じのように抗体だけで病状は薄いようでございますけれども、調べていくと次々に感染した経緯が出てきているということでございますけれども、「食品安全委員会」といたしましては、前回の発生時に委員長の談話というものを出示しておりまして、要は、これは鳥の病気であって、少なくとも鳥肉や卵を食べて鳥インフルエンザにかかってしまったという例は、まだ今のところ聞いたことがないので、冷静な対応をお願いするという委員長談話を出しておりまして、その見解はずっと変わっておりません。

メチル水銀につきましては、8月4日の委員会で、一応1年間にわたる評価結果をお返しした後、今、厚生労働省で摂食指導と申しますか、座長がよく御存じのとおりでございますけれども、妊婦に絞った形での注意事項についての案が出ておりまして、それが今月の下旬までのパブリック・コメントにかけていると。

評価の段階で当方では、東京、大阪で2回。それから、摂食指導の案についても、今度厚生労働省の主導でもって、東京、大阪で2回の意見交換などを実施しておるところでございます。いろいろありますけれども、前回に比べますと以外と無用な心配をされている方は少なくなったかなと思っておりますけれども、まだこれからいろいろリスクコミュニケーションに努めなければいけない状況だと思っております。

遺伝子組換えの大豆組換え製品の表示の仕方なんですけれども、これは一義的に管理の手段でございますので、なかなか「食品安全委員会」で取り上げるということはできませんけれども、もし安全性の面で懸念があるということであればモニタリングの対象になるかと存じますけれども、今のところは推移を見ているところです。

ポジティブリストにつきましては、確かに来年の施行までにいろんなことを整備しているところでございますけれども、当方といたしましても、管理機関がどのようなことをやってくるかということも踏まえまして、その対応をきちんとしていくようにといったことで、ぬかりのないような評価ができるようにといったことにつきましては、管理機関の意見交換会などでも、こちらからそういうことを御発言申し上げているところでございます。

そういったところでございますけれども、基本的にはリスクコミュニケーションにつきましては、遺漏のないように注意しているところでございますけれども、こういう機会でもいろいろそういった御指摘をいただければ、また追加していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○富永座長　ありがとうございました。

それでは、大分時間も押し迫っておりますので、この平成17年度に候補案件とする第1次候補としまして、今回は残して次回にもう一度審議するものとして、2番、3番、7番、8番、特に8番の臭素酸カリウムのリスクアセスメントは、リスク管理の結果がどうなっているかという実態がわかれば、それで解決するかもわかりませんので、次回の専門調査会までに、その辺の資料につきましては集めていただくという形にしたいと思います。

本日は、11件から5～6件ぐらいと思っていましたところ、更に候補案件が絞られて、次回の絞り込みが更に容易になったところでございます。一つひとつの課題について忌憚のない有益な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今日の議論を

踏まえまして、もう一度事務局の方で整理していただいて、その整理の結果を 10、11 月に予定されている専門調査会にお示しして、最終的にできましたら 2、3 件ぐらいに絞り込みたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題の 1 を終わりにして「(2) その他」として事務局、何かございますか。

○ 小木津総務課長　それでは、今の案件につきましては、座長に整理していただきましたとおり、御指示に従いまして準備をさせていただきたいと思います。

あと参考資料として 2 つお配りしておりますので、それについて簡単に御紹介させていただきます。

参考資料 1 は、先ほど申しましたように、6 月 16 日にこの専門調査会でとりまとめをいただいて、7 月 7 日に委員会で決定しております、16 年度の運営状況報告書であります。お手元に青い冊子でその運営状況報告書を中心に参考になるいろいろな情報をまとめた資料がございますので、御活用いただければと思います。

もう一つ、参考資料 2 でございますが「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」ということでございますが、これは専門委員の任期がこれまでございませんでした。内閣府全体の取扱いに従いまして、今回 2 年の任期を設定するための改選を行うということで、委員会でその取扱いを了承していただいた資料でございます。

改選の時期は、一部の専門調査会、プリオン専門調査会と農薬専門調査会を除き、10 月 1 日を予定しております、これに向けて今、作業をしておるところでございます。委員の先生方には、個別に事務的に調整させていただいているところでございます。再任という結果になります専門委員には、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、一部の専門委員については、本日が最後の御出席となる場合もございます。誠にありがとうございました。手続をこの資料のとおり進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 富永座長　ありがとうございました。何かほかに御意見、御質問ございますか。

どうぞ。

○ 本間委員　先ほどのところで、テーマについて何ら異論はございませんが、情報収集の部分は、例えばフッ素の件、あそこを書いてある 1 例として、毒物という言われ方で書いてありますけれども、ああいうものもあります。先ほどのアクリルアミドとか、あるいはフランとか、こういうものは研究しているときには一連の反応で繋がっているものなんです。その反応に関する情報収集の仕方が、アクリルアミドという一物質名で収集すれば、

それに関しては大変効果的な収集ができるんですけれども、やはり大事なことはその周辺が一緒に上がってくるということが、やはり情報収集で大事ではないかと考えております。

ですから、これは重要性のないものは情報収集だということではなくて、やはりポテンシャルのある領域を広く浅くということで、例えば家庭でやる問題でも、大規模になれば工場でやるのと同じことになるわけです。ですから、今はその家庭も工場の区別もスケールにおいて余り区別する意味がないように思うんです。

ですから、そのときに、例えば、アクリルアミドがいろいろな加工とか、調理とか、そういう加熱条件下で出てくるということで広げれば、さっきのフッ素の問題も加熱という点で絞れば、その中に入ってくる問題で、情報収集は大変かもしれませんが、仕組みを少し変えるだけで、一遍漏れていたような関心事ももう一回その中で入り得るというふうに思います。もしその辺、次回、情報収集の仕方、テーマの設定の仕方をもう少し広げられないかということを今日は提案させていただきたいと思います。

○富永座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見でございまして、また次回にも情報収集のやり方は、引き続き検討なり整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見などございますか。どうぞ。

○石川専門委員 この場で言う話ではないかもしれませんが、食品安全モニターなどの声を聞いておりますと、リスク管理とリスク評価の区別がなかなかついてないという実態がまだあると思います。「食品安全委員会」のリスク評価という機能について、やはり信頼性を得るということは大事なことでと思いますので、これはもう威信にかけてもマスコミ等を使って「食品安全委員会」の信頼性を高めるべきで、改めて国民に周知する必要があるんじゃないかと思います。これはもう強く要望したいと思います。

○富永座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見です。

ほかにございませんか。どうぞ。

○門傳専門委員 「その他」ということでよろしいですか。食育基本法が成立したんですけれども、それと「食品安全委員会」の役割なり、関係なり、もし教えていただければと思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 御承知のとおり、食育基本法が成立いたしましたので、もう施行されております。内閣府の中に食育推進室というものもできまして、そこが政府としてのとりまとめになってございます。内閣総理大臣を会長といたします、食育推進会議、25名の委員です。半分は閣僚になることになってございまして、それも先月25日に

メンバーが発令されたところでございます。当専門調査会の福土専門委員もメンバーに選ばれて、そういった点で「企画専門調査会」ともつながりが出るわけでございます。

当委員会とのつながりでございますけれども、食育基本法の中には、安全性に対する情報もきちんと伝えていかなければいけないといったことが書かれておりまして、当委員会も法律をつくっているときから、リスクコミュニケーションを通じて食育に貢献していこうということをずっと準備をしてきております。

食育基本法が通りましてから、「食品安全委員会」の方にも食育担当の副大臣がお見えになって、議論をしたところでございます。

その結果「食品安全委員会」から、リスクコミュニケーションを通じて貢献するという事なので、当委員会がどのようなことをしていけばいいかといったことについては、リスクコミュニケーションの専門調査会で検討するようにという御指示をいただいたところでございます。それで「リスクコミュニケーション専門調査会」としては、どういうふうにするかということの議論を始めたところでございます。

政府の食育推進会議は、年度末までに食育推進計画という政府の施策のパッケージをつくるという心づもりであるわけでございますけれども、それに合わせてリスクコミュニケーションの施策を盛り込んでいただくこととなりますけれども、その前に「食品安全委員会」の「リスクコミュニケーション専門調査会」でも議論いたすこととなります。委員会、もし必要があれば「企画専門調査会」の方にも御報告をして、いろいろお知恵をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ですから、委員会としてはいろいろ、安全性の情報を正しく提供、それは当たり前のことでございますけれども、リスクを見分ける目をなるべく若いうちから身に付けていかなければいけないのではないかという観点から、食育に貢献していけるのではないかということを考えているところでございます。

○富永座長　ありがとうございます。ほかにありませんか。

それでは、大体時間も参りましたので、本日の最重要議題は終わりましたので、これで終わらせていただきますが、次回の予定について御説明いただけますか。

○小木津総務課長　次回の「企画専門調査会」でございますが、先ほど御説明しました資料2にありますとおり、10月～11月ごろに開催することを予定しております。今回、評価対象の一次候補として挙げていただいた4案件につきまして、更に事務局において評価する際の視点等を整理いたしまして、優先度について更に御審議いただくための資料を作成させていただきたいと思っております。

併せて、平成 17 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について御審議いただくことを予定しております。

改めて委員の皆様方の御都合をお聞きして日程を調整いたしまして、御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○富永座長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。